

  
**案内・募集**

**障がい者週間キャンペーン「街角アートギャラリー」開催**

問 町社会福祉協議会

☎(82)0294

町内障害者施設の活動紹介や、手作り作品の展示を行います。近くにお出かけの際には、ぜひお立ち寄りください。

日 12月6日(水)～  
25日(月)

場 さがみ信用金庫松田支店

【主催】

町社会福祉協議会

【後援】

松田町

【協力】

さがみ信用金庫松田支店、特定非営利活動法人KONOMYすみれの家、社会福祉法人足柄緑の会コスモス学園松田センター

**家屋を改修された方へ  
固定資産税減額制度の  
お知らせ**

問 税務課

☎(83)1224

次の家屋改修を行い、要件を満たした場合、家屋に係る固定資産税が1年度分に限り減額されます。要件などの詳細は、お問い合わせください。町公式サイトを

【対象改修工事】

耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修

**家屋を取り壊したときは「家屋滅失届」を提出してください**

問 税務課

☎(83)1224

固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に課税されます。令和5年中に家屋を取り壊した方は、税務課資産税係まで「家屋滅失届」を提出してください。届け出がないと、課税され

ることがありますので、ご注意ください。なお、法務局で滅失登記の手続きが済んでいる方は、届け出の必要はありません。

期 令和6年1月31日(水)

※届け出の書類は税務課

(役場2階)で取得するか、町公式サイトを

ご確認ください

**未登記の家屋の所有者  
を変更したときは「家  
屋所有者名義変更届」  
を提出してください**

問 税務課

☎(83)1224

相続、売買、贈与などで未登記家屋(倉庫・蔵などを含む)の所有者が変わった場合は、税務課資産税係まで「家屋所有者名義変更届」を提出してください。なお、法務局で所有権保存登記の手続きが済んでいる方は、届け出の必要はありません。\*届け出の書類は税務課(役場2階)で取得する

か、町公式サイトを

ご確認ください

**松田わくわくお買い物  
券使い忘れにご注意  
ください**

問 町商工振興会

(足柄上商工会内)

☎(83)3211

観光経済課

☎(83)1228

松田わくわくお買い物券の有効期間は12月31日(日)までです。期間を過ぎた券は無効となりますので、忘れずにお使いください。

**浄化槽をお使いの  
皆さまへ**

問 小田原保健福祉事務所

足柄上センター

生活衛生課

☎(83)5111

内線423

浄化槽は年に1回の法定検査の受検が法で義務づけられています。法定検査は、業者に委託して行う保

守点検(年2～3回のメンテナンス)や清掃(年1回の汚泥引き抜きなど)とは異なります。法定検査は県知事指定の次の検査機関で実施してください。

【検査機関】

(社)神奈川県保健協会  
西湘支所

・所在地:中郡二宮町  
中里731-1

・電話:0463(73)

0511

(平日9時～17時)

**路面の凍結に注意**

問 まちづくり課

☎(84)1332

降雪時や路面凍結時に車を運転する方は、速度を十分に落とし、必要に応じてタイヤチェーンや冬用タイヤ(スタッドレスタイヤ)を使用するなど、安全運転を心掛けてください。

